

第四次長野市総合計画策定方針

長野市

1 策定方針の性格

この策定方針は、現行の第三次長野市総合計画（平成10年12月22日基本構想議決）に代わる新たな第四次長野市総合計画を策定する理由及び策定に当たっての本市の基本的考え方等を定めるものである。

2 策定の趣旨

（1）市町村合併

長野市は、平成17年1月に旧大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村と合併した。合併という本市の大きな変化に的確に対応し、中長期的視野に立った総合的かつ計画的な行政運営を進めていくため、合併に当たって長野地域合併協議会が策定した「長野地域合併建設計画」のまちづくりの基本方針との整合性を図りながら、合併後の新たなまちづくりの方向を示す総合計画を策定する必要がある。

（2）人口・財政フレーム

平成16年10月の人口は364,618人であり、今後、人口減少が予測される中で、本市の人口の趨勢が、第三次総合計画策定時に設定した目標年次（平成22年度）の目標人口の40万人とかなりの開きを生じることが予想され実態にそぐわなくなってきた。

なお、合併後の新市の人口は約38万人となるが、合併町村の人口はすでに減少に転じており、今後、人口の減少が進むものと予測される。

また、景気は回復傾向にあるものの、三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助負担金の削減に加え、現下の社会経済情勢から市税の伸びは期待できない状況にあり、大幅な一般財源の下方修正が必要となっている。

（3）新改革との連動

市民とともにパートナーシップによるまちづくりの実現を目指す「長野市版都市内分権」や、職員の意識啓発を目指す「人事制度改革」を柱とする長野改革を進めたいと考えており、それらにより行政の仕組みや行政規範の転換を図ることに主眼を置いた総合計画とする必要がある。

3 計画の基本的な考え方

長引く景気の低迷による市税の減収や扶助費の増加、国の財政改革の影響

などにより、長野市の財政は厳しい状況にある。

また、現在長野市では、行政改革の更なる継続と民間活力の導入、都市内分権の推進、中心市街地の再生、地域産業・経済の活性化、中山間地域の振興、学校教育の充実、子育て環境の整備、交通体系の整備・充実、高度情報化の推進、環境対策の充実が課題となっている。

一方で、長野市は、これまでの総合計画の着実な実施により、社会資本をはじめとする基本的な行政サービスは高い水準に達している。

現在国が進めている三位一体改革や本格的な地方分権への対応など、社会経済情勢の変革期において的確かつ柔軟な行財政運営を進めるため、新総合計画の策定に当たっては、選択・集中を基調とした戦略性をもった計画として、以下に掲げる事項に特に留意することとする。

(1) 地域が光り輝く多軸都市の創造

合併後の新市の風格を高め、また、魅力あるふるさとづくりを進めるために、本市全体はもちろんのこと、地域地区の個性や優れた面を存分に発揮させた計画とする。

(2) 協働によるまちづくり

地方分権の時代にふさわしい自立性の高い地域社会をつくるために、地域住民の自主的活動や行財政改革、広域連携等を通じて、都市経営の視點に立脚した計画とする。

(3) 施策の絞込みによる重点主義の計画

長野市行政改革大綱を踏まえ、計画期間中に行政が優先的・重点的に取り組む施策を絞り込み、本市の重点課題を鮮明にし、総花主義から重点主義への脱却を図るとともに、戦略的な課題解決に取り組むものとする。

(4) ハードからソフト施策への転換

必要な社会資本が一定水準に達していることを踏まえて、ハード施策からソフト施策への転換を図るとともに、ハードとソフトの連携を図り相乗的な効果の発生を推進する。

本市では、これまでのまちづくりの中で、市民生活と経済活動を支える社会資本として、さまざまな公共施設を整備・蓄積してきたが、新しいまちづくりの方向として、市民の生活を重視した行政サービスの提供による市民生活の充実や、元気な市民生活の想像を目指したソフト施策を重視するものとする。

(5) 量から質への転換

厳しい財政状況が今後も見込まれる中、既存施設・事業の効率的・効果的な運営を一層図り、特に新規施設の建設は必要最小限に抑制し、施策・事業の充実は量的拡大ではなく、内容の質的向上・組替え・工夫の中で推

進するものとする。

(6) 財政構造改革プログラムとの連動

新総合計画は、財政の将来展望を踏まえた実現可能性の高い計画とするため、財政構造改革プログラムと連動した財政見通しを策定するとともに、この財政見通しを市民にも明らかにし、市民と行政とが財政に対する認識を共有した上で策定する。

(7) 進行管理及び行政評価システムとの連動

新総合計画に施策・事業を位置付けるに当たっては、施策・事業の実質的な成果・効果を判断し、最適な施策の編成や事業の実施効果の把握に努める必要がある。

新総合計画の確実な進行を図るため、施策・事業が「市民や地域社会にどれだけの成果をもたらしているか」という視点で、可能な限りわかりやすい指標(成果指標)を明らかにするとともに、行政評価システムに連動する計画とする。

(8) 個別計画との調整

総合計画を上位計画とする各部局の個別行政計画は、新総合計画と策定期間をおなじくするものがあるが、個別行政計画とは、情報交換、情報共有を十分に行いつつ整合性と体系化を目指すものとする。

4 計画の名称

「第四次長野市総合計画」とする。

5 計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、行政運営を進めるうえで基本となる総合的な計画であり、市が目指すまちづくりは、すべてこの総合計画に基づいて行われる。

(1) 基本構想

本市の目指す将来の都市像を描き、それを支える都市づくりの理念、将来都市像を実現するための施策の大綱を定めるものとする。

基本構想の目標年次は、平成 28 年度(2016 年度)とする。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的指針として策定するもので、施策の体系及び具体的施策を定める。

基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は、平成 19 年度(2007 年度)を初年度とし、平成 23 年度(2011 年度)までの 5 年間とする。

後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、見直しを行うものとする。

(3) 実施計画

基本計画で定めた具体的施策の向こう3か年程度の具体的計画を定める。また、本市が重点的、戦略的に取り組むべき課題について、取組の方針や達成目標、具体的取組内容等を示す「重点戦略プラン」を策定する。

6 総合計画の内容

(1) 基本構想

まちづくりの基本理念

将来都市像

基本指標（人口・世帯数・就業人口）

土地利用計画

施策の大綱（部門別構想）

土地利用計画については、新たな国土利用計画を策定するのではなく、総合計画の基本構想の内容を拡充するものとし、土地利用に関する理念規定の一本化を図る。

(2) 基本計画

計画の趣旨

基本計画の性格

部門別計画

財政フレームの推計・想定

7 対象区域

現行行政区域とするが、広域的行政の要請から、必要に応じ、行政区域以外も含めるものとする。

8 市民参画等

第四次長野市総合計画に広範な市民ニーズを反映させることにより、総合計画によって推進する市民のまちづくり活動への主体的な参画を促すため、策定段階における市民参画等を積極的に推進する。

(1) 電子会議室開設

ネット上に長野市の掲示板を設置し、多岐にわたり市民からの意見の集約や市民同士での意見交換を行う。

(2) 10年後の長野市の姿」アイデア募集

合併後の「新・長野市」のまちづくりに対して、広く一般から具体的提言

を募集する。

- (3) 区長会、NPO 等既存組織による意見集約
各種団体へ、団体としての長野市の将来像の意見集約、とりまとめをお願いする。
- (4) 3,000 人市民アンケート調査
市内在住在勤の 3,000 人の成人男女に対し、アンケート用紙を送付し、将来の長野市のあるべき姿についての意向調査をまとめる。
- (5) 市内学識経験者への意見募集
市内在住の学識経験者（例えば市や県の各審議会の委員になっている方々）100 人へ、まちづくり全般に関する意見書（様式）を郵送し、意見を求める。
- (6) 市民まちづくり懇談会（対象：学生、外国人、サラリーマン、働く女性、主婦、高齢者）
10 人×6 部会で開催。社会のあらゆる立場の人々同士で集まって、新・長野市の将来像について意見交換会を行なう。
- (7) 市民以外へのアンケート調査
市出身者で、現在東京など他地域に住む人達 300 人へ、郵送によるアンケート調査を実施する。
- (8) 元気なまちづくり市民会議での意見の募集
地区の望む将来像、解決すべきことなどをその場で参加者に意見書（様式）を渡し、会議終了までに提出いただくものとする。
- (9) 小中学生・高校生まちづくり懇談会
市内各学校に依頼し、生徒を集め、長野市の将来像について意見交換を行う。
- (10) 他市から見た長野市アンケート調査
中核市、県庁所在市、県内 17 市の企画担当等の職員に対しアンケート調査を実施し、長野市に対するイメージなどを聴取する。
- (11) パブリックコメント
素案確定後、内容についてまちづくり提案制度に基づくパブリックコメントを行う。
- (12) 市民シンポジウム
素案確定後、内容について大規模な市民シンポジウムを開催する。

9 長野市総合計画審議会

各界各層の代表者等で構成する長野市総合計画審議会へ総合計画策定につ

いて諮問し第四次長野市総合計画案をまとめていただくものとする。

総合計画策定に市民に参画していただくため、審議会の下部組織として、審議会委員及び公募市民等による「作業部会」を設置するものとする。

市は、審議会の答申（総合計画案）を最大限に尊重し、第四次長野市総合計画を決定する。

なお、今回の第四次総合計画の策定に当たり、旧合併町村の地域性を考慮するため、長野市総合計画審議会条例を改正し委員数を増員し、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区及び大岡地区から2委員を選出することとする。

10 職員参画

第四次長野市総合計画は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの新市のまちづくりの指針となる最も重要な計画となることから、限られた職員で計画を策定するのではなく、全職員の参画の下、計画策定に当たる。

全職員が計画策定に当たることにより、意識、情報の共有を図り、新総合計画の円滑な推進を図る。

また、若手職員の積極的な参画を求めるため、現在の職務をこえ、認識する課題を持ち寄り、今後のまちづくりに向けて市がなすべきことを研究し提案する、市若手職員提案研究会を設置する。

11 庁内体制

（1）各部局

総合計画審議会から答申（総合計画案）を受けて速やかに総合計画をとりまとめるため、関係課の職員はオブザーバーとして、審議会作業部会に積極的に参加する。

（2）総合調整会議及び専門部会の設置

総合計画案については、進捗具合に応じて、適宜総合調整会議に諮るものとする。なお、総合調整会議委員（特別職を除く。）は総合計画審議会に出席するものとする。また、専門部会員は、総合計画審議会作業部会に出席するものとする。

（3）主管課

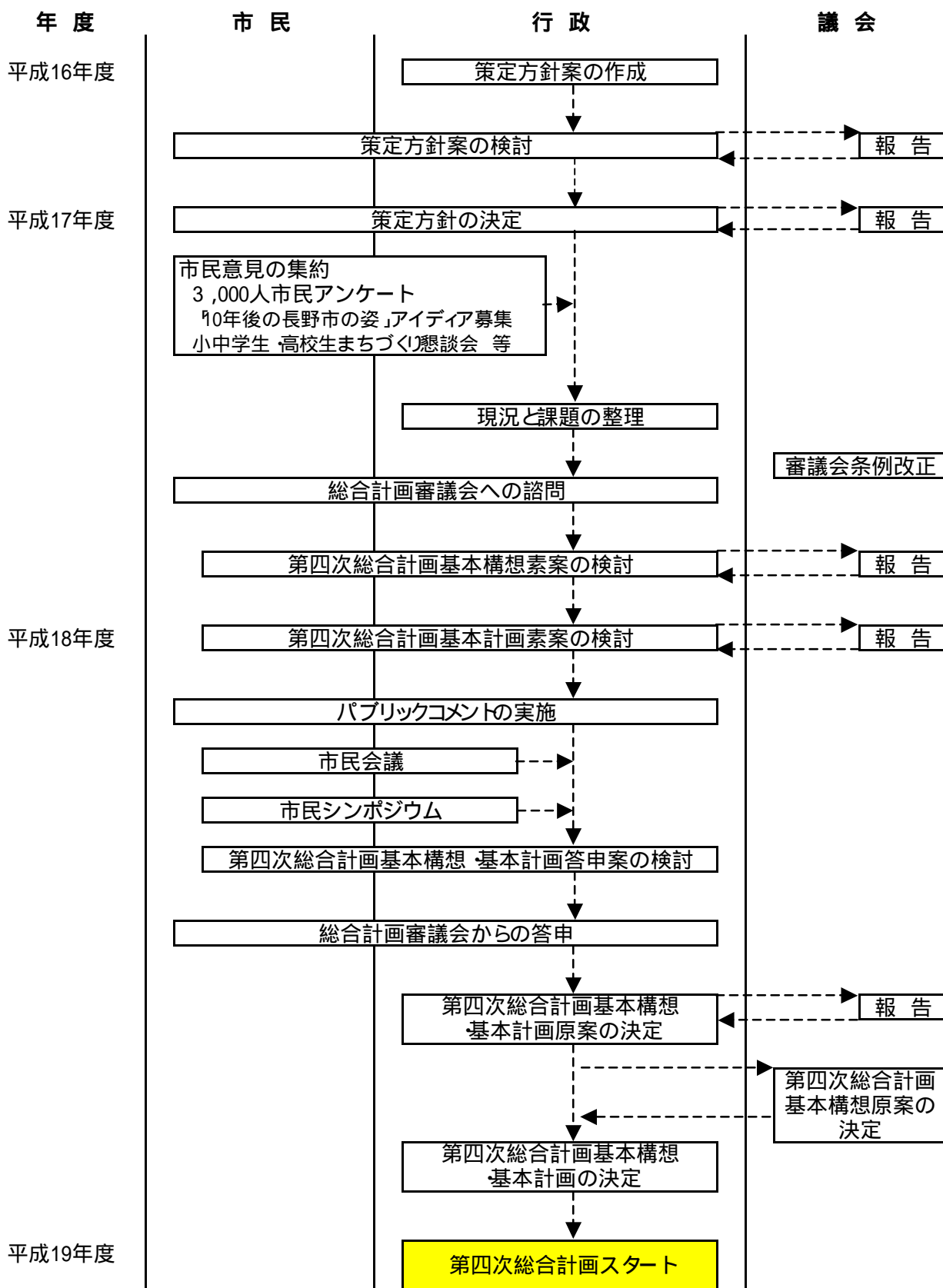
策定の主管課は、企画政策部企画課とする。

12 スケジュール

別紙のとおりとする。

第四次長野市総合計画策定日程表

企画政策部企画課



進捗状況については、議会に随時報告するものとする。